

匝瑛市地域交通利用料助成事業

1 制度趣旨

匝瑛市内循環バスの利用が困難な高齢者がタクシーを利用する際にその料金の全部又は一部を助成することにより、高齢者の日常生活の利便性向上及び経済的負担の軽減を図る。

2 助成対象者

次の1から6までのすべての要件を満たすもの

- ① 匝瑛市に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている満75歳以上の方
- ② 申請書の提出日から同日の属する年度の3月31日までの間において効力を有する自動車(自動二輪車を含む。)及び原動機付自転車の運転免許証の交付を
- ③ 匝瑛市福祉タクシー利用助成事業実施要綱に基づく助成を受けていない方
- ④ 匝瑛市在宅高齢者等外出支援サービス事業実施要綱に基づく外出支援サービスを利用していない方
- ⑤ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者でない方
- ⑥ 匝瑛市の市税及び国民健康保険税に未納がない方

3 助成額

ひと月あたり3枚(1枚500円の助成)とし、申請月から年度末までの月数分を交付

例 4月に申請した場合、3枚×12か月＝36枚(18,000円)

9月に申請した場合、3枚×7か月＝21枚(10,500円)

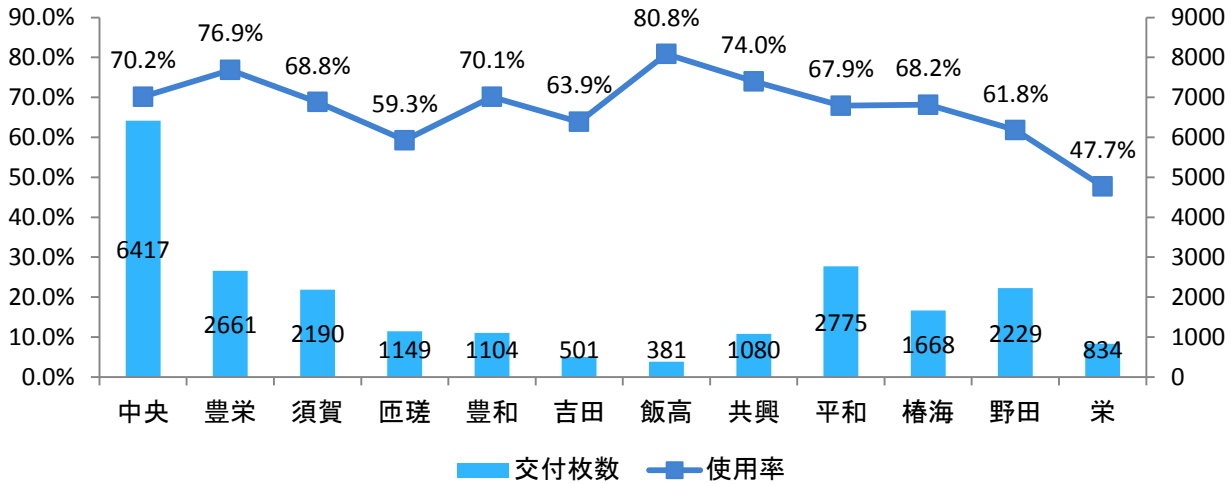
4 助成券を利用できる会社

- ① (有)八日市場タクシー
- ② (有)ササモト
- ③ (有)干潟タクシー

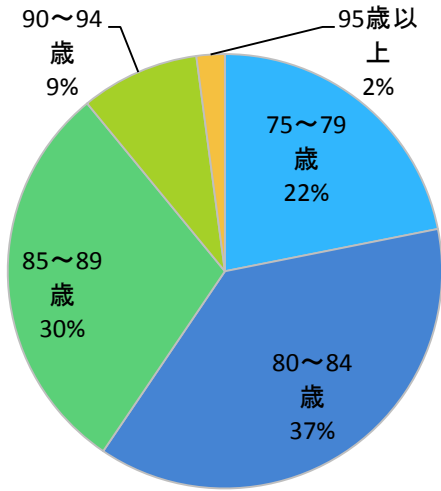
平成30年度地域交通利用料助成事業実績概要

	交付件数	交付枚数	使用枚数 (うち市外利用)	使用回数 (うち市外使用)	使用率 (市外使用率)
平成30年度	713	22,989	15,735 (917)	7,114 (222)	68.4% (5.8%)
平成29年度	587	12,710	6,617 (167)	6,617 (167)	52.1% (2.5%)

地区別交付決定者数及び使用率



年齢別交付決定者割合



男女別交付決定者割合

